

三次市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 改訂版

(令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度)



令和 3 (2021) 年 3 月 (策定)

令和 6 (2024) 年 8 月 (改訂)

三次市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
1. 計画策定の目的	2
2. 基本的事項	2
第3章 温室効果ガス排出状況.....	3
1. 温室効果ガス排出量算定式	3
2. 温室効果ガス排出量	3
第4章 温室効果ガス排出削減目標	5
第5章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組	6
1. 施設・設備の対策	6
2. 既存設備機器の効率的な運用	6
3. 公用車対策	8
4. 環境配慮行動の推進	9
5. 環境配慮意識の向上	10
第6章 実行計画の推進	10
1. 推進体制の整備	10
2. 計画の実行	11
3. 点検・評価, 公表	11
4. 運用フロー	12

第1章 計画策定の背景

今日、私たちは地球規模の環境問題に直面しています。私たちが行う日ごろの事業活動や日常生活においても地球への負荷が増大し地球環境に影響を及ぼします。特に環境問題で問題視されているのが地球温暖化です。その最大の原因是化石燃料の消費に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加と考えられています。地球温暖化が進行することで、動植物の生態系や食糧生産への影響、異常気象の増加など私たちの生活に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な令和2（2020）年以降の法的枠組として「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に保つ（1.5℃に抑える努力をする）」を掲げ、主要排出国を含む全ての国が、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするため、排出量削減目標を作り提出すること、また、その達成のための国内対策を講じることを義務付けています。

平成30（2018）年10月には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が「1.5℃特別報告書」を公表し、「世界の平均気温は産業革命前からすでに1℃上昇しており、現状のままでは2100年に3℃上昇すると予測され、2030年から2052年には1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。「世界平均気温上昇をパリ協定の掲げる2℃ではなく1.5℃に抑えることができれば、気候変動の影響による災害リスクは軽減できる」と更なる対策強化を促しました。

また、平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和12（2030）年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。（右図参照）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国は令和2（2020）年10月に、令和42（2050）年における二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロ・カーボン）に取り組むことを表明し、「地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月策定）」において「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46.0%削減」と目標を設定しました。このうち、地方公共団体を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源二酸化炭素排出量を約51%削減とする特に高い目標を掲げています。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

「地方公共団体実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく実行計画として策定するもので、地方公共団体が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、都道府県及び市町村の行政事務（一部事務組合、広域連合を含む。）に策定と公表が義務付けられています。

本市では、平成23（2011）年に「三次市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス削減に取り組んできました。また、府内では、これらの実行計画を管理運用する手段として、「三次市環境マネジメントシステム」を活用し、計画を推進してきました。

しかし、国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他の部門」について「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガスを約40%削減」とするとしており、本市においても、市有施設におけるエネルギー管理を強化するなど、より実効性の高い地球温暖化対策の推進をしていくため、新たな「三次市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

2. 基本的事項

（1）基準年・計画期間

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」に即して、基準年を平成25（2013）年度とします。また、計画期間については、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、実行計画の進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

（2）計画の対象範囲

計画の対象範囲は、本市が行う事務及び事業全般を対象とします。なお、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業においても、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するよう、要請していきます。

（3）対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

第3章 温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量算定式

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量}^{\times} \times \text{排出係数} \times \text{GWP} \quad (\text{地球温暖化係数})$$

表 1 活動量、排出係数、GWP

排出源（活動量）	排出係数		GWP
	数値	単位	
燃料の使用に伴う排出			
ガソリン ℥	2.32	kg-CO ₂ / ℥	1
軽油 ℥	2.58	kg-CO ₂ / ℥	1
灯油 ℥	2.49	kg-CO ₂ / ℥	1
A重油 ℥	2.71	kg-CO ₂ / ℥	1
液化石油ガス (LPG) m ³	5.97	kg-CO ₂ /m ³	1
外部から供給された電気の使用に伴う排出			
中国電力 (平成25年度算定) kWh	0.738	kg-CO ₂ /kWh	1
中国電力 (令和元年度算定) kWh	0.618	kg-CO ₂ /kWh	1
イーセル (令和元年度算定) kWh	0.452	kg-CO ₂ /kWh	1
パネイル (令和元年度算定) kWh	0.630	kg-CO ₂ /kWh	1
一般廃棄物の焼却に伴う排出			
廃プラスチック t	2,765	kg-CO ₂ / t	1

※ 活動量とは、電気の使用量、燃料の使用量など、温室効果ガス排出をもたらす活動の規模を示すものです。

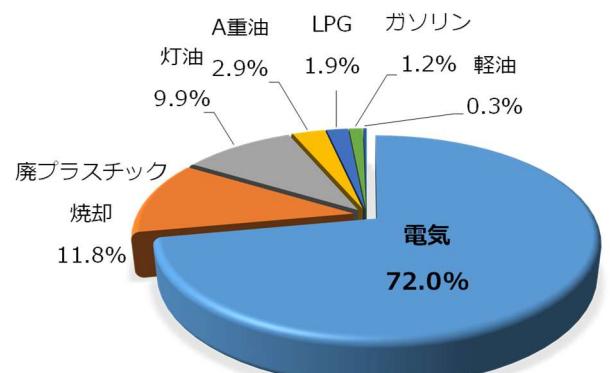
2. 温室効果ガス排出量

(1) 平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量

本市の事務事業における平成25(2013)年度の排出源別の温室効果ガス排出量及び排出構成を以下に示します。

表 2 排出源別の温室効果ガス排出量・排出構成 (平成25(2013)年度)

排出源	使用量	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)
燃料	ガソリン 153,763 L	357
	軽油 32,924 L	85
	灯油 1,212,408 L	3,019
	A重油 328,069 L	889
	LPG 96,190 m ³	574
電気	29,911,483 kWh	22,075
廃プラスチック焼却量	1,317 t	3,641
合計		30,640



(2) 令和元（2019）年度の温室効果ガス排出量

令和元（2019）年度の温室効果ガス排出量は30,086t-CO₂であり、平成25（2013）年度と比較し554t-CO₂（1.8%）減少しています。

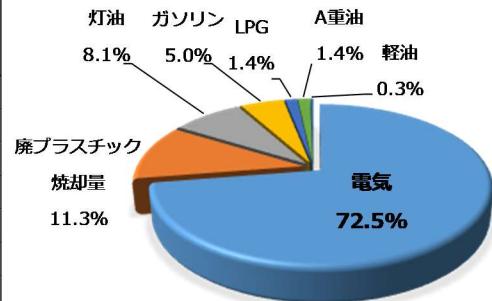
電気使用による温室効果ガス排出量が全体の72.5%を占めており、以下、廃プラスチック焼却に伴う排出が11.3%を占めています。

増減状況は、ガソリン、軽油使用による温室効果ガス排出量は増加していますが、電気、灯油、A重油、廃プラ焼却量、LPG使用による温室効果ガス排出量は減少しています。

温室効果ガスの大幅な削減を実現するためには、節電などの照明設備や空調設備等の稼動対策（ソフト対策）はもとより、高効率設備の導入等を実施する（ハード対策）必要があります。

表 3 排出源別の温室効果ガス排出量・排出構成（令和元（2019）年度）

排出源	使用量	令和元（2019）年度		平成25年度 (基準年)
		温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	平成25（2013）年度比	
燃料	ガソリン L	656,773	1,524	1,167 327.1%
	軽油 L	38,666	100	15 17.4%
	灯油 L	968,414	2,411	-608 -20.1%
	A重油 L	162,354	440	-449 -50.5%
	LPG m ³	74,785	446	-128 -22.3%
	電気 kWh	29,671,808	21,786	-289 -1.3%
廃プラ焼却量 t		1,222	3,379	-262 -7.2%
合計		30,086	-554	-1.8%
				30,640



(3) 施設別温室効果ガス排出状況

温室効果ガス排出量が多い施設は、上位から「三次環境クリーンセンター（15.3%）」「市立三次中央病院（14.9%）」となっています。効果的に排出量を抑制するためには、排出量が多い施設に対策を実施していく必要があります。

表 4 施設別温室効果ガス排出上位10施設（令和元（2019）年度）

施設名（上位10施設）	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)							構成割合
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	電気	廃プラスチック	
三次環境クリーンセンター	5,830	24,260	0	79,902	0	1,122,170	3,379,051	4,611,212 15.3%
市立三次中央病院	25,892	12,089	976,080	0	22,487	3,458,764	0	4,495,311 14.9%
君田健康ふれあい施設	1,296,755	31,141	597,650	0	46,900	796,143	0	2,768,589 9.2%
三次市水道事業（水道施設）	0	0	0	0	33	2,742,952	0	2,742,985 9.1%
三次市汚泥再生処理センター	70	0	308,760	0	0	1,150,062	0	1,458,892 4.8%
三次水質管理センター	0	0	0	0	0	1,073,786	0	1,073,786 3.6%
三次市役所	107,539	9,961	0	0	0	624,011	0	741,512 2.5%
三次市民ホール	2,352	0	0	0	4	456,223	0	458,578 1.5%
甲奴健康づくりセンター（ゆげんき）	0	0	0	0	0	406,676	0	406,676 1.4%
三次市三良坂町簡易水道	0	0	0	0	0	382,950	0	382,950 1.3%
その他	85,277	22,308	528,862	360,078	377,040	9,572,434	0	10,945,999 36.4%
合計	1,523,714	99,758	2,411,351	439,979	446,464	21,786,171	3,379,051	30,086,489 100.0%

※ 端数処理の関係により合計が一致しないことがあります。

第4章 温室効果ガス排出削減目標

国は、「地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月策定）」において「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46.0%削減」としており、このうち地方公共団体を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源二酸化炭素排出量において51%の削減が求められています。また、本市においては焼却処理施設を保有していることから非エネルギー起源二酸化炭素排出量においても15%の削減が求められています。

本計画の温室効果ガス削減目標には、国が目標年度とする令和12（2030）年度における長期目標を展望しつつ、表5に示す三次市地域再生可能エネルギー導入戦略の推計結果から、本計画の最終年度である令和7（2025）年度において達成すべき中間目標を設定します。

表 5 三次市地域再生可能エネルギー導入戦略に示す推計結果

	国目標 地球温暖化対策計画	三次市目標 導入戦略推計結果
エネルギー起源CO ₂ (業務その他部門)	51%	68.6%
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物部門)	15%	31.9%

表 6 本計画の温室効果ガス削減目標

	平成25（2013）年度 (基準年)	令和7（2025）年度 (中間目標年度)	令和12（2030）年度 (長期目標年度)
温室効果ガス排出量	30,640 t-CO₂	16,257 t-CO₂	10,957 t-CO₂
削減率		46.9 %	64.2 %
削減量		14,383 t-CO₂	19,683 t-CO₂

表 7 温室効果ガス削減目標内訳

内訳	平成25（2013）年度 (基準年) 排出量	令和7（2025）年度 削減率（量）	令和12（2030）年度 削減率（量）
エネルギー起源CO ₂	26,999 t-CO ₂	51.2 % (13,831 t-CO ₂)	68.6 % (18,521 t-CO ₂)
非エネルギー起源CO ₂	3,641 t-CO ₂	15.2 % (552 t-CO ₂)	31.9 % (1,162 t-CO ₂)
温室効果ガス削減目標	30,640 t-CO₂	46.9 % (14,383 t-CO₂)	64.2 % (19,683 t-CO₂)

第5章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

1. 施設・設備の対策

(1) 再生可能エネルギーの導入

- 公共施設において、改修・更新等の機会を捉えて太陽光発電設備の設置を検討し、施設の構造等を勘案しつつ、積極的な導入を図ります。また、導入にあたっては、民間事業者の負担による設備導入など新たな導入手法の検討を行います。
- 太陽熱利用設備は、エネルギーの変換効率が高く、二酸化炭素の削減効果が高い設備です。特に、高齢者福祉施設やスポーツ施設といった給湯需要の多い施設については、改修・更新等の機会には太陽熱利用設備の導入を検討し、積極的な導入を図ります。
- 小水力・バイオマス・風力などの他の再生可能エネルギーについては、本市の自然的特性を生かしたエネルギーの活用や市民に対する再生可能エネルギーの普及啓発・環境教育という視点を踏まえ、施設の周辺環境等を考慮しつつ導入を検討します。

(2) 省エネルギー・設備機器の導入

- 省エネルギー型・高効率型の空調、照明機器を導入します。特に、LED照明については、現在、技術の安定化や価格の低減等により急速に普及が進んでいるため、施設の用途や利用形態等に応じて各施設への導入を積極的に進めます。また、公園灯や道路照明等の工作物についても、LED照明等の省エネ・高効率型照明機器の導入や更新を実施します。なお、削減効果の高い施設や、水銀灯を多く使用している施設を優先して取り組みます。
- エネルギーを多量に使用する施設については、改修・更新等の機会を捉えてエネルギー設備全体の監視を自動化するとともに、きめ細かな制御によって施設全体のエネルギー消費の最小化・最適化を図る「ビルエネルギー管理システム(BEMS)」の導入を検討します。
- 設備の導入・改修にあたっては、ESCO事業や補助事業等の活用について検討します。

(3) 建築物の省エネルギー化等

- 施設を新設する際は、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現をめざします。
- 建築物の屋根・壁面等への高断熱材の使用や遮熱塗装や遮熱フィルムの貼付等、建築物の断熱性能の向上を図ります。

2. 既存設備機器の効率的な運用

(1) 設備・機器の運用改善

1) 热源・空調機器

- 換気量の過剰による外気の冷却又は加熱を防ぐため、CO₂濃度が空気環境基準を超えない範囲で外気導入量を削減します。

- 就業前の予冷・予熱運転時の外気取入量を停止しファン動力や熱源設備のエネルギー消費量を削減します。
- 冷暖房時間の長期化によるエネルギー消費の増加を防ぐため、空調運転開始時間及び設定温度を季節毎に検討し、立ち上げ時間をこまめに調整します。
- 季節に応じて空調開始、停止時期をこまめに変更するとともに、不在時の空調運転を停止します。
- 冷房負荷の大きい夏期に、夜間や早朝の冷たい外気を積極的に取り入れ、冷房負荷を削減します。
- 中間期、冬期に冷房需要がある場合、外気温度が室温より低い時には、外気導入送風運転を実施します。
- フィルターを月1回以上の清掃を実施することにより機器の効率低下を防ぎます。
- 電気室や倉庫などの過剰な換気運転を防ぐため、送・排風機の運転時間の短縮や間欠運転を行います。
- 自然通風利用による冷房用エネルギー量を削減します。
- 夏期は冷房中や帰る前に日射を適切に遮蔽し、冬期は日射を取り入れます。
- 冷温水発生機などの冷温水出口温度を年中一定のままにせず、軽負荷時など、こまめに調整し、熱源機器の運転効率を高めます。

2) 照明機器

- ランプや反射板など照明器具の清掃を定期的に行い、適切な照度を確保します。
- 照度に応じて照明器具の消灯・減灯（間引き）を行います。

3) ボイラ、給湯機器

- 燃焼用空気の過剰送風による燃焼温度や燃焼効率の低下を防ぐため、熱源負荷の状況に応じて空気比を調整します（低く抑える）。
- 蒸気ボイラの過剰圧力による過剰な燃焼を防ぐため、運転圧力を調整します。
- 燃焼制御装置の待機電力を削減するため、ボイラなどの停止時間の電源を遮断します。
- 給湯温度の設定を衛生上可能な範囲で低く調整することで、給湯エネルギー消費量や配管の熱損失を減らします。
- 手洗用給湯の必要性は必ずしも高くない冬期以外の給湯を停止するなど、給湯期間を短縮し、熱源エネルギー消費量を削減します。

4) その他

- 管理標準の作成や、施設ごとに定める管理標準に基づき、設備の運用改善や設備の保守・管理に関する取組の遵守、強化を図ります。

（2）日常的な設備の使用

1) 冷暖房機器

- 運転時における室温の目安は、冷房時 28°C、暖房時 19°Cとし、来庁者が不快と感じない範囲で運転を抑制します。
- 原則として、時間外の冷暖房機器は停止します。やむを得ず時間外業務で冷暖房が必要な場合は、各施設の管理者に事前に了承を得ることとします。
- ブラインドやカーテン等の利用による適切な遮光・断熱を行い、冷暖房機器の使用抑制を図ります。
- 冷暖房の使用抑制のため、室温設定の配慮に加え、期間を定めてクールビズやウォームビズを実施します。

- 就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図ります。
- 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止します。
- 空調設備の熱効率を高めるため、冷温風の吹き出し口付近には、空気の流れを遮断するような障害物を置かないように注意します。
- 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切れます。
- 空調使用時は扇風機やサーフィューレータを併用し室内の空気を循環させて温度ムラの解消を図ります。
- 1時間に2回、5分程度の換気を行います。換気機能のない空調の場合、空調はつけたままで換気を行います。（新型コロナウイルス感染症の感染予防）
- 風の「入口」と「出口」は、部屋の向かい合う方向（理想は対角線上）であると換気効率が良いことから、空気が部屋全体に行き渡るように風の「入口」と「出口」をつくり換気経路を確保します。（新型コロナウイルス感染症の感染予防）
- 換気の際は、「入口」よりも「出口」の開口面積を大きくします。（新型コロナウイルス感染症の感染予防）

2) 照明機器

- 窓口等の市民利用スペースを除き、職務を行わない事務室等の消灯を徹底します。
- 会議室、更衣室、書庫、トイレ等については、使用後の消灯を徹底します。
- 時間外業務時は、使用していないスペースの消灯を徹底します。
- 照明スイッチの横に点灯エリア、照明スイッチに点灯箇所を明示します。
- 計画的な事務執行や業務の効率化などにより定時退庁の実施や休暇の取得促進などに努めます。

3) OA機器

- パソコン・プリンターなど、使用しない時間はこまめな電源オフを実施します。
- スリープモード・スタンバイモードなどの省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用します。

4) その他の設備・機器等

- エネルギーを使用する機器を新規に導入もしくは更新する際は、省エネタイプの機器を選択します。
- 待機電力を削減するため、電気機器を使用しない時は原則としてコンセントからプラグを抜きます。
- 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切ります。
- 職員は上下階への移動には階段を利用し、エレベーターの使用を極力控えます。
- 電気温水器・温水洗浄便座等温水機器は省エネモードを活用します。
- 温水洗浄便座の設定温度は季節に合わせて調整し、便座のフタを使用時以外は閉めるようにします。
- 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとします。

3. 公用車対策

- 駐車時及び5分以上の停車時はエンジンを停止するとともに、加減速の少ない運転や走行ルートの合理化、相乗りなど、効率的な走行に努めます。
- 車両管理者が実施する各種安全運転研修において、エコドライブを徹底させるための研修を盛り込みます。

- 近距離の移動に際しては公用自転車を積極的に利用します。
- 市外旅行等の移動に際しては公共交通機関を積極的に利用します。
- 車両の更新や新規導入に際しては、低公害車を導入するものとし、特に電気自動車や燃料電池自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車を積極的に導入します。

4. 環境配慮行動の推進

1) 「デコ活（旧 COOL CHOICE）」の促進

- これまで職員一人ひとりが行ってきた環境配慮行動をデコ活（旧 COOL CHOICE）と位置付け、職員の環境意識を高めていきます。

2) グリーン購入

- 環境に配慮した物品等(グリーン製品)を優先して調達することとします。調達に当たっては、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じて行います。

3) 水道使用量

- 日常的な節水の励行、「節水」表示による施設利用者に節水の呼び掛けを行います。
- 散水やトイレ洗浄水には雨水を利用します。
- 定期的な点検により漏水を防止します。

4) コピー用紙

- 両面印刷、両面コピーの徹底に努め、可能な限り2アップ印刷等を励行します。
- 内部資料等では使用済み用紙の裏紙使用を徹底します。
- 会議用資料や事務手続の一層の簡素化又は電子化を図り、PCやモニターを利用した会議を実施するなどペーパレス化に取り組みます。
- 使用済み封筒の再使用を積極的に行います。
- シュレッダーの使用は機密文書の廃棄等に限定し、シュレッダーくずはリサイクルします。
- コピー用紙を購入するにあたり、在庫管理を徹底し、必要以上の用紙の購入を控えます。

5) 封筒

- 使用済み封筒は、庁内連絡用等に再使用します。
- 会議等における資料持ち帰り用封筒は、できるだけ用意せず、バック等の持参を依頼します。

6) 廃棄物・リサイクル

- マイバック、マイカップ等を使用するなどし、使い捨て商品の使用を抑制します。
- 物品使用の合理化、再使用、再生利用を進め廃棄物としての排出量を削減します。
- 資源回収ボックスを適切に設置し、ごみの分別（燃えるごみ、資源ごみ・有価物）を徹底します。
- 廉房や給食で発生する食品残さの削減を図ります。
- 不要となった物品等については、他所属での再利用を図ります。
- 市が実施するイベント等においては、可能な限り廃棄物の発生抑制やエネルギー使用量の低減化を図ります。

5. 環境配慮意識の向上

- 職員研修を開催し、最新の地球温暖化関連の情報や省エネ手法などについてスキル・知識の習得を図り、職員一人ひとりが積極的に取り組む環境づくりをめざします。
- 職員等に対して、庁内掲示板等を通じて温室効果ガス排出量削減に資する省エネ等の取組をはじめ、環境に関する情報提供、啓発を行い、環境マインドの向上を図ります。

第6章 実行計画の推進

1. 推進体制の整備

計画推進段階のPDCAサイクルを運用する第一歩として、計画策定及び計画目標の設定を行うとともに、職員一人ひとりの自主的な取組をベースとして、計画に基づく地球温暖化対策を組織的に推進していくため、下図に示すような体制を整備します。

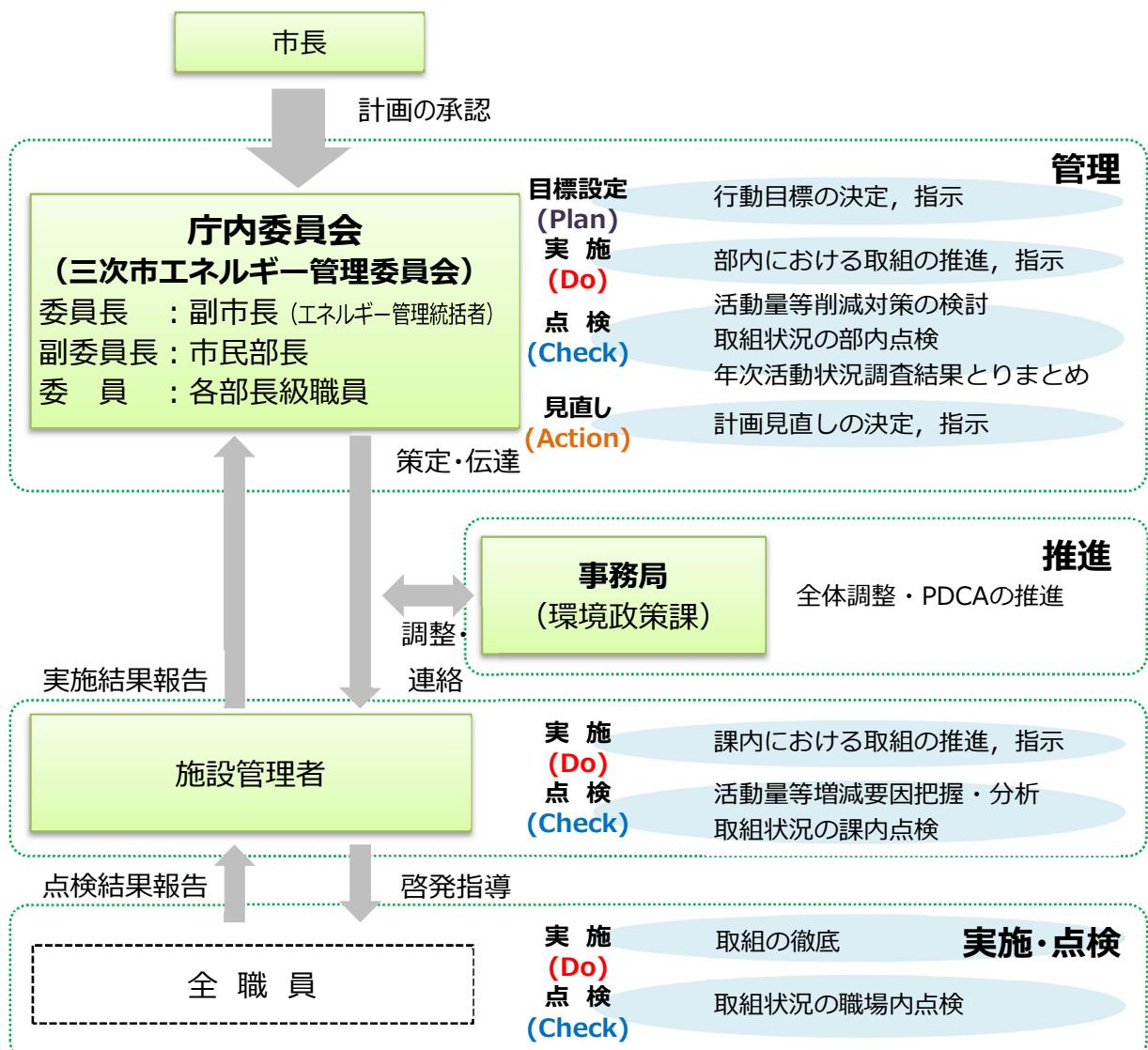


図1 計画推進体制の全体像

2. 計画の実行

計画の実行にあたっては、計画全体の目標や取組内容を踏まえ、計画期間内の毎年度において実施計画を立案し、全職員が一丸となって取組を実践していきます。

また、温室効果ガス排出状況を定量的に把握するため、エネルギー使用量などの活動量を毎年度集計することで取組状況を把握し、その結果から取組の効果を検証します。検証結果は取組の改善策検討に生かし、次年度の実施計画に反映します。

このように、毎年度取組実行段階のPDCAサイクルを運用し、取組の継続的な改善を図りながら計画を推進していきます。

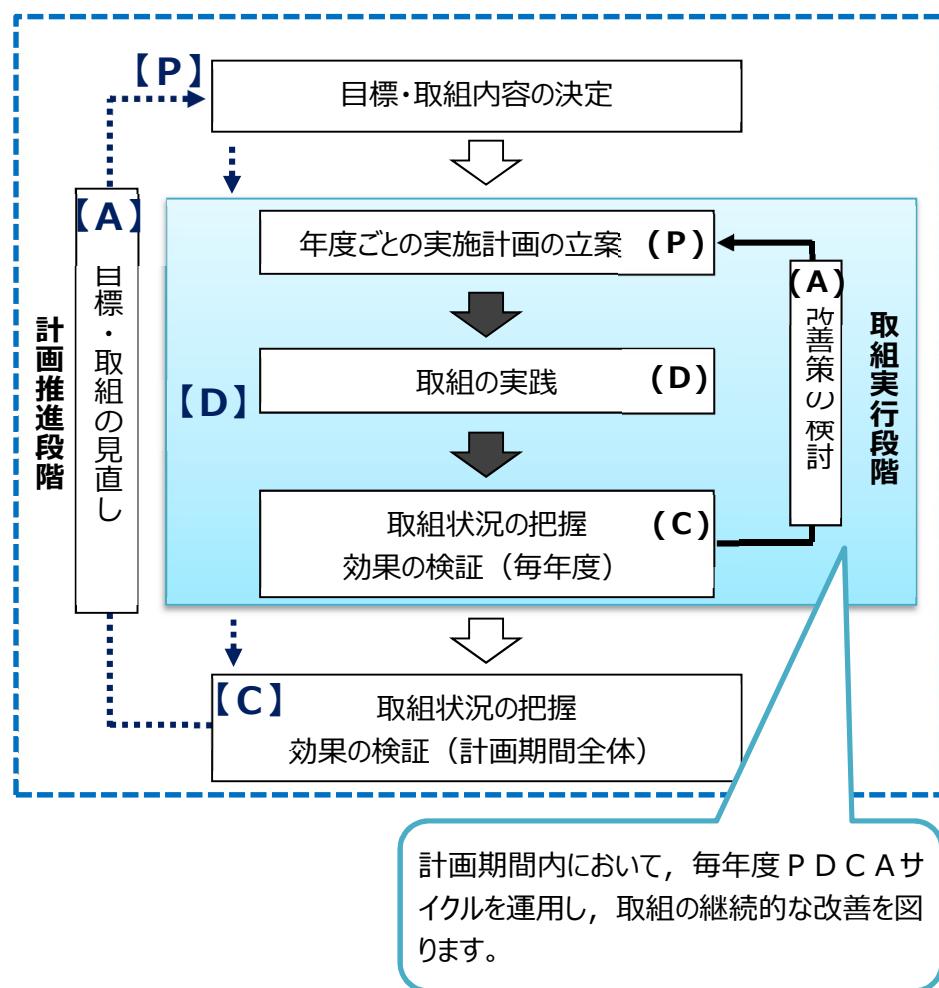


図 2 多層的なPDCAサイクルの運用

3. 点検・評価、公表

計画期間内は、調査対象範囲の温室効果ガス排出状況や職員の取組実施状況について、年度ごとに調査を行います。各所属では推進員が全職員の点検結果に基づき活動量等をとりまとめ、事務局に報告します。

また、推進員は、調査によって明らかになった取組等の実態を踏まえ、活動量等の増減要因分析などを行い、次年度以降、より効果的な取組を実施するための改善方策を検討します。

事務局は毎年度、本計画に基づく取組の進捗状況や温室効果ガス排出状況などについて、広報紙やホームページ等を通じて公表します。また、公表結果をもとに、毎年度の取組や計画全体の見直しを図ります。

4. 運用フロー

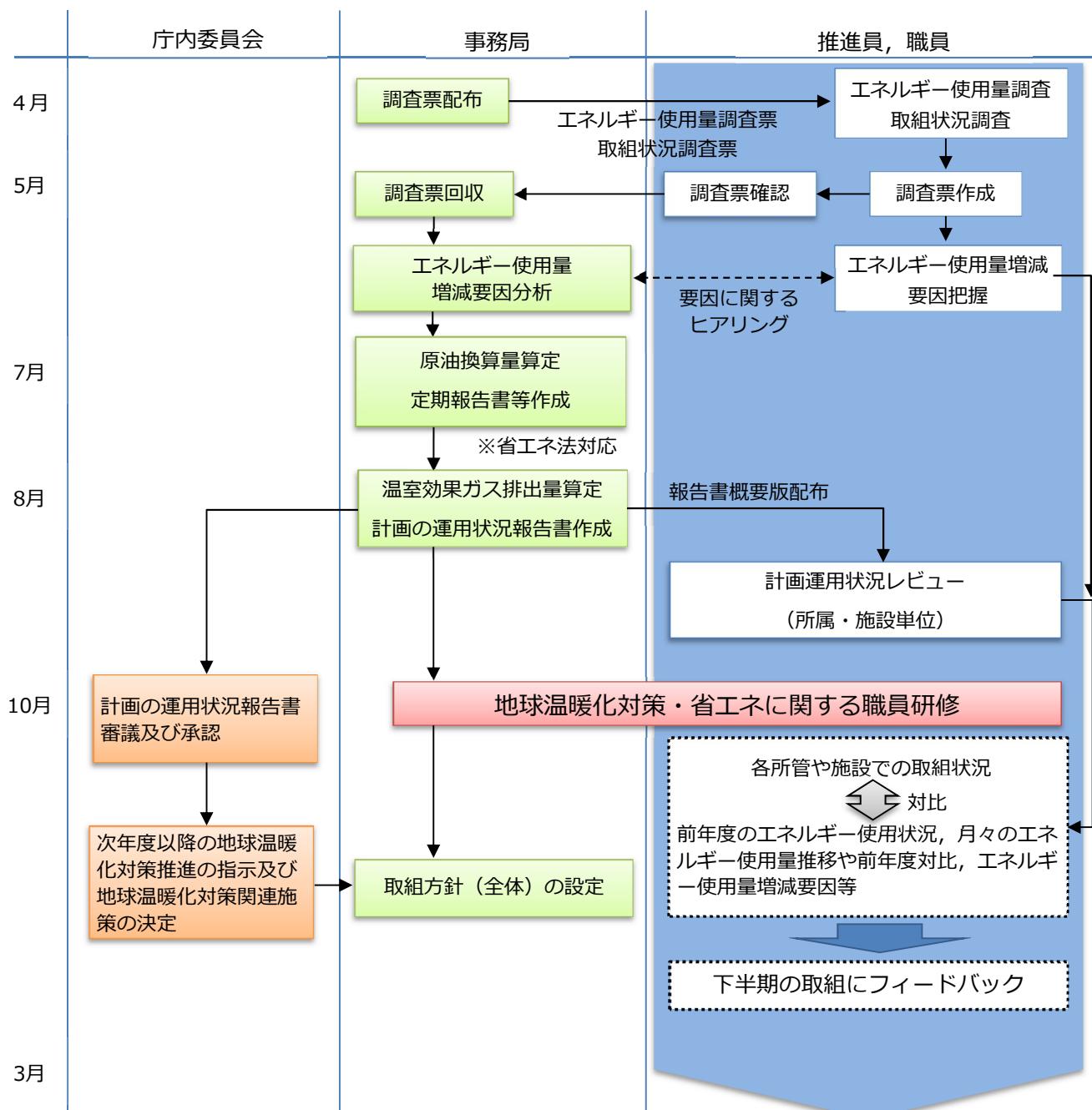


図3 計画の運用フロー

■本計画が関係する主なSDGsのゴール■

